

第 19 号

平成27年度山梨県一般会計予算

平成27年度山梨県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 443,809,731 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県	税	90,178,006
	1 県民税	32,938,150
	2 事業税	21,289,950
	3 地方消費税	11,863,800
	4 不動産取得税	1,722,250
	5 県たばこ税	1,041,650
	6 ゴルフ場利用税	748,350
	7 自動車取得税	607,400
	8 軽油引取税	7,134,900
	9 自動車税	12,807,400
	10 鉦区税	250
	11 固定資産税	2

	12 狩 獵 税	23,900
	13 旧 法 に よ る 税	4
2 地方消費税清算金		29,244,035
	1 地方消費税清算金	29,244,035
3 地方譲与税		15,773,001
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	14,165,000
	2 地方揮発油譲与税	1,497,000
	3 石油ガス譲与税	111,000
	4 地方道路譲与税	1
4 地方特例交付金		262,000
	1 地方特例交付金	262,000
5 地方交付税		129,961,000
	1 地方交付税	129,961,000
6 交通安全対策 特別交付金		337,000

	1 交通安全対策金 特別交付金	337,000
7 分担金及び負担金		1,580,121
	1 負担金	1,580,121
8 使用料及び手数料		7,421,687
	1 使用料	5,798,230
	2 手数料	1,623,457
9 国庫支出金		43,685,896
	1 国庫負担金	18,177,135
	2 国庫補助金	24,281,632
	3 国庫委託金	1,227,129
10 財産収入		546,450
	1 財産運用収入	329,053
	2 財産売払収入	217,397
11 寄附金		166,679

	1 寄 附 金	166,679
12 繰 入 金		37,579,457
	1 特別会計繰入金	27,103,189
	2 基金繰入金	10,476,268
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		32,402,398
	1 延滞金、加算金及び 過 料 等	201,052
	2 県預金及び貸付金等 利 子 収 入	47,036
	3 貸付金等償還金	25,747,683
	4 受託事業収入	2,384,139
	5 収益事業収入	2,831,684
	6 利子割精算金収入	18,118
	7 雑 入	1,172,686

15 県	債		54,672,000	
		1 県	債	54,672,000
歳 入 合 計			443,809,731	

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		1,039,727
	1 議 会 費	1,039,727
2 総 務 費		31,052,281
	1 総 務 管 理 費	11,279,682
	2 企 画 費	12,252,612
	3 徴 税 費	3,507,546
	4 市 町 村 振 興 費	1,341,238
	5 選 挙 費	401,228
	6 防 災 費	1,219,012
	7 統 計 調 査 費	752,994
	8 人 事 委 員 会 費	126,107
	9 監 査 委 員 費	171,862

3 民 生 費		49,161,493
	1 社 会 福 祉 費	37,829,093
	2 児 童 福 祉 費	10,196,723
	3 生 活 保 護 費	987,247
	4 災 害 救 助 費	148,430
4 衛 生 費		17,064,893
	1 公 衆 衛 生 費	4,359,964
	2 環 境 衛 生 費	2,886,261
	3 保 健 所 費	1,087,514
	4 医 薬 費	8,731,154
5 勞 働 費		2,010,788
	1 勞 政 費	179,564
	2 職 業 訓 練 費	1,378,473
	3 勞 働 力 対 策 費	370,654

	4 労働委員会費	82,097
6 農林水産業費		22,703,281
	1 農業水産業費	4,536,774
	2 畜産業費	1,069,222
	3 農地費	7,386,162
	4 林業費	9,711,123
7 商工費		36,211,121
	1 商工費	35,420,502
	2 観光費	790,619
8 土木費		52,758,294
	1 土木管理費	3,076,766
	2 道路橋りょう費	28,127,163
	3 河川砂防費	7,004,889
	4 都市計画費	5,769,345

	5 住 宅 費	8,780,131
9 警 察 費		21,982,286
	1 警 察 管 理 費	19,931,139
	2 警 察 活 動 費	2,051,147
10 教 育 費		91,144,734
	1 教 育 総 務 費	14,356,091
	2 小 学 校 費	26,637,162
	3 中 学 校 費	16,126,185
	4 高 等 学 校 費	17,804,602
	5 特 別 支 援 学 校 費	6,995,214
	6 社 会 教 育 費	2,549,779
	7 保 健 体 育 費	800,993
	8 大 学 費	1,010,400
	9 私 学 振 興 費	4,864,308

11 災 害 復 旧 費		2,593,920
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	269,705
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,324,215
12 公 債 費		88,115,887
	1 公 債 費	88,115,887
13 諸 支 出 金		27,931,026
	1 財 政 調 整 基 金 積 立 金	28,582
	2 自 然 保 護 基 金 積 立 金	100
	3 土 地 開 発 基 金 積 立 金	1,177
	4 公 共 施 設 整 備 等 事 業 基 金 積 立 金	26,834
	5 諸 費	27,874,333
14 予 備 費		40,000
	1 予 備 費	40,000
歳 出 合 計		443,809,731

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
平成27年度に銀行その他の金融機関が、山梨県土地開発公社に貸付けた事業資金の債務を保証すること。	平成27年度から 平成28年度まで	8,262,500千円を限度として貸付けた場合の元利金 (遅延利息を含む。)に相当する額
新税務システムの基本計画策定について委託契約を締結すること。	平成28年度	12,699 千円
自動車税納税通知書の印刷等について委託契約を締結すること。	平成28年度	9,508 千円
北別館給排水設備改修工事について請負契約を締結すること。	平成28年度	48,458 千円
平成27年度に銀行その他の金融機関が、公益財団法人山梨県環境整備事業団に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償すること。	平成27年度から 平成28年度まで	675,257千円を限度として貸付けた場合の元利金 (遅延利息を含む。)に相当する額
山梨県火災共済協同組合に対し、同組合が行う共済金の支払に不足額が生じた場合、貸付けを行うこと。	平成27年度	300,000 千円

<p>山梨県信用保証協会が、平成27年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償すること。</p>	<p>平成27年度から平成44年度まで</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>
<p>緊急離転職者訓練事業（介護福祉士養成コース等）について委託契約を締結すること。</p>	<p>平成28年度</p>	<p>45,360 千円</p>
<p>平成27年度に山梨県信用農業協同組合連合会等金融機関及び公益社団法人全国農地保有合理化協会が、公益財団法人山梨県農業振興公社に事業資金を融資したことにより損失を受けた場合、その損失を補償すること。</p>	<p>平成27年度から平成37年度まで</p>	<p>265,793千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額</p>

平成27年度融資に係る農業近代化資金の利子補給を行うこと。	平成28年度から平成47年度まで	融資限度額 1,000,000千円の利率年 1.85%以内
平成27年度融資に係る農業災害対策資金の利子補助を行うこと。	平成28年度から平成37年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.0%以内
平成27年度融資に係る農村住宅資金の利子補給を行うこと。	平成28年度から平成42年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.75%以内
平成27年度融資に係る農業経営改善資金の利子補給を行うこと。	平成28年度から平成37年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.75%以内
平成27年度融資に係る中山間地域活性化資金の利子補給を行うこと。	平成28年度から平成52年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.8%以内
平成27年度融資に係る農業経営負担軽減支援資金の利子補給を行うこと。	平成28年度から平成42年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.95%以内
平成27年度融資に係る平成26年2月の雪害を受けた農業者に対する農業施設復旧支援対策資金の利子補助を行うこと。	平成28年度から平成52年度まで	融資限度額 9,700,000千円の利率年 1.0%以内
平成27年度融資に係る大家畜特別支援資金の利子補給を行うこと。	平成28年度から平成42年度まで	融資限度額 18,000千円の利率年 0.22%以内
平成27年度に銀行その他の金融機関が、山梨県住宅供給公社に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償すること。	平成27年度から平成36年度まで	8,804,590千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額

一般国道300号灯第2トンネル（仮称）新設工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成28年度	350,000 千円
一般国道300号道路改良工事 2 工区（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成28年度	900,000 千円
主要地方道富士川身延線道路改良工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成28年度	400,000 千円
一般県道割子切石線道路改良工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成28年度	1,200,000 千円
一般国道300号新灯橋（仮称）下部工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成28年度	100,000 千円
一般国道300号新中之倉橋（仮称）下部工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成28年度	300,000 千円
一般県道塩山停車場大菩薩嶺線新赤尾橋（仮称）上部工事（甲州市）について請負契約を締結すること。	平成28年度	200,000 千円
県営住宅使用料納入通知書の印刷等について委託契約を締結すること。	平成28年度	2,376 千円

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農地費	1,423,000	普通貸借又は 普通債券発行	9.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後においては、 当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
林業費	1,963,000	同上	同上	同上
道路橋りょう費	4,824,000	同上	同上	同上
河川砂防費	1,655,000	同上	同上	同上
都市計画費	653,000	同上	同上	同上
住宅費	195,000	同上	同上	同上
国直轄事業費負担金	8,421,000	同上	同上	同上

災害復旧費	1,017,000	同	上	同	上	同	上
富士山世界遺産センター (仮称)整備費	1,012,000	同	上	同	上	同	上
県庁舎耐震化等整備費	501,000	同	上	同	上	同	上
消防救急無線整備費	128,000	同	上	同	上	同	上
消防学校整備費	118,000	同	上	同	上	同	上
高齢者居室等整備資金 貸付金	4,000	同	上	同	上	同	上
老人福祉施設整備費	342,000	同	上	同	上	同	上
県立病院機構貸付金	1,690,000	同	上	同	上	同	上
石綿健康被害救済基金 拠出金	9,000	同	上	同	上	同	上
産業技術短期大学校 整備費	22,000	同	上	同	上	同	上
地方道路等整備事業費	2,308,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業費	357,000	同	上	同	上	同	上
河川等整備事業費	488,000	同	上	同	上	同	上
高等学校建設費	378,000	同	上	同	上	同	上

特別支援学校整備費	287,000	同	上	同	上	同	上
警察本部庁舎等整備費	215,000	同	上	同	上	同	上
警察官待機宿舎 整備費	47,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備費	164,000	同	上	同	上	同	上
臨時財政対策債	24,451,000	同	上	同	上	同	上
退職手当債	2,000,000	同	上	同	上	同	上
計	54,672,000						

第 20 号

平成27年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算

平成27年度山梨県恩賜県有財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,854,281 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 20 号

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		5,000
	1 負担金	5,000
2 使用料及び手数料		1,753,143
	1 使用料	1,753,143
3 県支出金		876,080
	1 県補助金	876,080
4 財産収入		2,304,062
	1 財産運用収入	2,158,706
	2 財産売払収入	145,356
5 寄附金		1
	1 寄附金	1
6 繰入金		142,680

	1 基金繰入金	142,680
7 繰越金		2,447
	1 繰越金	2,447
8 諸収入		2,928
	1 受託事業収入	560
	2 延滞金、加算金及び 過料	1
	3 雑入	2,367
9 県債		767,940
	1 県債	767,940
歳入合計		5,854,281

歳 出

款	項	金 額
1 管 理 費		640,969
	1 管 理 費	640,969
2 事 業 費		2,031,796
	1 事 業 費	2,031,796
3 交 付 金		2,017,245
	1 交 付 金	2,017,245
4 公 債 費		1,057,782
	1 公 債 費	1,057,782
5 繰 出 金		105,489
	1 一 般 会 計 繰 出 金	105,489
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000

歲 出 合 計	5,854,281
---------	-----------

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林道費	394,000	普通貸借又は 普通債券発行	9.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後においては、 当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
林道災害復旧費	30,000	同上	同上	同上
借換債	343,940	同上	同上	同上
計	767,940			

第 21 号

平成27年度山梨県災害救助基金特別会計予算

平成27年度山梨県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 224,610 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		57,321
	1 国庫負担金	57,321
2 財産収入		591
	1 財産運用収入	591
3 繰入金		85,698
	1 繰入金	85,698
4 県債		81,000
	1 県債	81,000
歳入合計		224,610

歳 出

款	項	金 額
1 災 害 救 助 費		224,610
	1 災 害 救 助 費	224,610
歳 出 合 計		224,610

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害救助基金貸付金	81,000	災害救助法の定めるところによる。	無利子	災害救助法の定めるところによる。
計	81,000			

第 22 号

平成27年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成27年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 224,035 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 22 号

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		9,842
	1 繰入金	9,842
2 繰越金		145,052
	1 繰越金	145,052
3 諸収入		69,141
	1 貸付金元利収入	69,135
	2 雑収入	6
歳入合計		224,035

歳 出

款	項	金 額
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費		200,055
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費	200,055
2 公 債 費		15,378
	1 公 債 費	15,378
3 繰 出 金		8,602
	1 一 般 会 計 繰 出 金	8,602
歳 出	合 計	224,035

第 23 号

平成27年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

平成27年度山梨県中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,335,960 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰越金		552,986
	1 繰越金	552,986
2 諸収入		1,282,974
	1 貸付金償還金	1,282,972
	2 雑入	2
3 県債		500,000
	1 県債	500,000
歳入合計		2,335,960

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業近代化 資金貸付金		2,335,960
	1 中小企業近代化 資金貸付金	2,335,960
歳 出 合 計		2,335,960

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
<p>公益財団法人やまなし産業支援機構が、平成27年度において、県及び金融機関からの借入金により行う県単独中小企業設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。</p>	<p>平成27年度から平成37年度まで</p>	<p>借入元本 500,000 千円の元利合計金額（遅延利息を含む。）の45%以内（リースにあっては50%以内）</p>

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小規模企業者等 設備導入資金貸付金	500,000	普通貸借	0.5%以内	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める融 資条件による。
計	500,000			

第 24 号

平成27年度山梨県農業改良資金特別会計予算

平成27年度山梨県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 40,208 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		473
	1 繰入金	473
2 繰越金		29,165
	1 繰越金	29,165
3 諸収入		10,570
	1 貸付金償還金	10,530
	2 雑入	40
歳入合計		40,208

歲 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 金		40,208
	1 資 金 貸 付 金	40,208
歲 出 合 計		40,208

第 25 号

平成27年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

平成27年度山梨県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 910,358 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 25 号

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰越金		1
	1 繰越金	1
2 諸収入		910,357
	1 貸付金元利収入	910,357
歳入合計		910,358

歳出

款	項	金額
1 市町村振興資金貸付		910,358
	1 資金貸付金	910,358
歳出合計		910,358

第 26 号

平成27年度山梨県県税証紙特別会計予算

平成27年度山梨県県税証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,014,914 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 26 号

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県税証紙収入		1,014,912
	1 県税証紙収入	1,014,912
2 繰越金		2
	1 繰越金	2
歳入合計		1,014,914

歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		1,014,914
	1 一 般 会 計 繰 出 金	1,014,914
歳 出 合 計		1,014,914

第 27 号

平成27年度山梨県集中管理特別会計予算

平成27年度山梨県集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 107,261,354 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 27 号

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		49,098
	1 使用料	49,098
2 繰入金		58,344
	1 繰入金	58,344
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		107,153,911
	1 振替収入	107,153,911
歳入合計		107,261,354

歲 出

款	項	金 額
1 自動車管理費		40,285
	1 自動車管理費	40,285
2 給 与 管 理 費		107,092,623
	1 給 与 管 理 費	107,092,623
3 通 信 管 理 費		80,000
	1 通 信 管 理 費	80,000
4 車 兩 燃 料 管 理 費		48,446
	1 車 兩 燃 料 管 理 費	48,446
歲 出 合 計		107,261,354

第 28 号

平成27年度山梨県商工業振興資金特別会計予算

平成27年度山梨県商工業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 53,085,216 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 28 号

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		26,213,721
	1 繰入金	26,213,721
2 諸収入		26,871,495
	1 貸付金償還金	26,871,495
歳入合計		53,085,216

歳出

款	項	金額
1 商工業振興資金 貸付金		53,085,216
	1 商工業振興資金 貸付金	26,214,271
	2 一般会計繰出金	26,870,945
歳出合計		53,085,216

第 29 号

平成27年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成27年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 104,768 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		1,454
	1 繰入金	1,454
2 繰越金		50,270
	1 繰越金	50,270
3 諸収入		47,294
	1 貸付金償還金	47,292
	2 雑入	2
4 県債		5,750
	1 県債	5,750
歳入合計		104,768

歳 出

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金貸付金		72,514
	1 資金貸付金	72,514
2 木材産業等高度化 推進資金貸付金		32,254
	1 資金貸付金	32,254
歳 出 合 計		104,768

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
木材産業等高度化 推進資金貸付金	5,750	普通貸借	1.0%以内	独立行政法人農林漁業信用基金の定める融資条件による。
計	5,750			

第 30 号

平成27年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

平成27年度山梨県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,878,291 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 30 号

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		3,452,191
	1 負担金	3,452,191
2 県支出金		519,958
	1 県補助金	519,958
3 繰入金		1,770,607
	1 繰入金	1,770,607
4 繰越金		2,535
	1 繰越金	2,535
5 県債		133,000
	1 県債	133,000
歳入合計		5,878,291

歳 出

款	項	金 額
1 流域下水道費		4,225,105
	1 流域下水道管理費	3,363,166
	2 流域下水道事業費	861,939
2 公 債 費		1,652,186
	1 公 債 費	1,652,186
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		5,878,291

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	133,000	普通貸借又は 普通債券発行	9.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後においては、 当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
計	133,000			

第 31 号

平成27年度山梨県公債管理特別会計予算

平成27年度山梨県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 119,391,009 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 財産収入		115,480
	1 財産運用収入	115,480
2 繰入金		88,095,887
	1 一般会計繰入金	88,095,887
3 県債		31,179,642
	1 県債	31,179,642
歳入合計		119,391,009

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		119,275,529
	1 公 債 費	119,275,529
2 諸 支 出 金		115,480
	1 県債管理基金積立金	115,480
歳 出 合 計		119,391,009

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	31,179,642	普通貸借又は債券発行	9.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
計	31,179,642			

第 32 号

平成27年度山梨県営電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成27年度山梨県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間目標供給電力量 473,773,500 キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 電気事業収益	3,966,059 千円
第 1 項 営 業 収 益	3,759,012 千円
第 2 項 財 務 収 益	7,759 千円
第 3 項 事 業 外 収 益	199,258 千円
第 4 項 特 別 利 益	30 千円

支 出

第 1 款 電気事業費用	3,684,580 千円
第 1 項 営 業 費 用	3,478,398 千円
第 2 項 財 務 費 用	34,273 千円
第 3 項 事 業 外 費 用	166,879 千円

第4項 特別損失 30 千円

第5項 予備費 5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,903,365 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 140,038 千円、減債積立金 167,398 千円、建設改良積立金 502,000 千円、地域文化振興・環境保全積立金 127,936 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,965,993 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 86,384 千円

第1項 固定資産売却代金 10 千円

第2項 長期貸付金償還金 70,502 千円

第3項 国庫補助金 15,872 千円

支 出

第1款 資本的支出 2,989,749 千円

第1項 小水力発電所建設費 497,880 千円

第2項 太陽光発電施設等建設費 25,713 千円

第3項 水力発電設備改良費 1,927,805 千円

第4項 業務設備改良費 74,393 千円

第5項 事業外設備改良費 30,240 千円

第6項	水力発電地点等開発調査費	98,280 千円
第7項	水力発電設備改良調査費	68,040 千円
第8項	企業債償還金	167,398 千円
第9項	繰出金	100,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 電気事業費用	1 営業費用	西山発電所 西山ダム排砂路 改良事業	6,480 千円	平成27年度	3,240 千円
				平成28年度	3,240 千円
		奈良田第一発電所 野呂川取水口 堰堤補修事業	302,400 千円	平成27年度	108,000 千円
				平成28年度	194,400 千円
		野呂川発電所 改修事業	297,870 千円	平成27年度	91,134 千円
				平成28年度	124,656 千円
平成29年度	82,080 千円				

1 資本的支出	3 水力発電 設備改良費	西山発電所 西山ダム排砂路 改良事業	216,000 千円	平成27年度	108,000 千円
				平成28年度	108,000 千円
		野呂川発電所 改修事業	428,760 千円	平成27年度	54,000 千円
				平成28年度	361,800 千円
				平成29年度	12,960 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と事業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 940,362 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000 千円と定める。

第 33 号

平成27年度山梨県営温泉事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度山梨県営温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------------|
| (1) 給湯口数 | 516 口 |
| (2) 年間総給湯量 | 794,000 立方メートル |
| (3) 一日平均給湯量 | 2,175 立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 温泉事業収益	157,707 千円
第1項 営業収益	149,096 千円
第2項 営業外収益	8,601 千円
第3項 特別利益	10 千円

支 出

第1款 温泉事業費用	175,296 千円
第1項 営業費用	172,977 千円
第2項 営業外費用	809 千円

第3項 特別損失 510 千円

第4項 予備費 1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 208,514 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5,646 千円、建設改良積立金 114,928 千円及び過年度分損益勘定留保資金 87,940 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 10 千円

第1項 固定資産売却代金 10 千円

支 出

第1款 資本的支出 208,524 千円

第1項 温泉事業設備改良費 208,524 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 38,407 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、2,023 千円と定める。

第 34 号

平成27年度山梨県営地域振興事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成27年度山梨県営地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 丘の公園年間総収容人員 235,800 人

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 地域振興事業収益	162,079 千円
第 1 項 営 業 収 益	162,002 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	67 千円
第 3 項 特 別 利 益	10 千円

支 出

第 1 款 地域振興事業費用	160,890 千円
第 1 項 営 業 費 用	147,249 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	12,631 千円
第 3 項 特 別 損 失	10 千円
第 4 項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 76,493 千円は、過年度分損益勘定留保資金 16,426 千円及び当年度分損益勘定留保資金 60,067 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 10 千円

第1項 固定資産売却代金 10 千円

支 出

第1款 資本的支出 76,503 千円

第1項 地域振興事業設備改良費 5,000 千円

第2項 他会計借入金償還金 70,503 千円

第3項 予 備 費 1,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、80,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間